

令和7年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和7年12月2日 午前 9時30分 開会

2. 令和7年12月2日 午後 0時04分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番 日 名 由 香 2番 渡 邊 順 子

3番 我 妻 瑛 子 4番 高 森 学

6番 河 上 真 智 子 7番 平 澤 一 浩

8番 山 崎 誠 10番 片 岡 昭 彦

11番 黒 田 員 米 12番 西 山 宗 弘

6. 欠席議員

5番 丸 山 節 夫 9番 石 井 壽 富

7. 会議録署名議員

7番 平 澤 一 浩 8番 山 崎 誠

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 早 川 順 治 書 記 岩 崎 啓 子

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 本 雅 則 副 町 長 岡 田 清

教 育 長 石 井 孝 典 会 計 管 理 者 大 森 初 恵

総 務 課 長 山 本 敦 志 税 務 課 長 石 伊 利 光

企 画 課 長 大 樫 隆 志 協 働 推 進 課 長 大 月 道 広

住 民 課 長 宮 田 慎 治 福 祉 課 長 古 林 直 樹

保 健 課 長 塚 田 恵 子 子 育 て 推 進 課 長 片 山 和 子

農 林 課 長 石 坂 晃 則 建 設 課 長 大 月 豊

水 道 課 長 檜 寄 秀 徳 教 委 事 務 局 長 中 山 仁

定 住 促 進 課 長 荒 谷 哲 也 加 茂 川 総 合 事 務 所 長 岡 崎 直 樹

10. 議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名について

日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 9号	議案審査報告について
日程第 5	報告第10号	議案審査報告について
日程第 6	報告第11号	議案審査報告について
日程第 7	専決報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（工事請負変更契約締結の変更について）
日程第 8	議案第57号	吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第58号	吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第59号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第60号	吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第12	議案第61号	吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第62号	岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について
日程第14	議案第63号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第15	議案第64号	吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて
日程第16	議案第65号	令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第17	議案第66号	令和7年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第18	議案第67号	令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について

- 日程第19 議案第68号 令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第69号 令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 日程第21 議案第70号 令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
- 日程第22 請願第2号 請願書受理について
- 日程第23 請願第3号 請願書受理について
- 日程第24 陳情第4号 陳情書受理について
- 日程第25 陳情第5号 陳情書受理について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- | | | |
|---------|---|----|
| 報告第9号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 報告第10号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 報告第11号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 専決報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（工事請負変更契約締結の変更について） | 承認 |
| 議案第57号 | 吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第58号 | 吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第59号 | 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第60号 | 吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について | |
| 議案第61号 | 吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第62号 | 岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について | |
| 議案第63号 | 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について | |

議案第 6 4 号	吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めること について	
議案第 6 5 号	令和 7 年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第 6 6 号	令和 7 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算に ついて	
議案第 6 7 号	令和 7 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算につい て	
議案第 6 8 号	令和 7 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算 について	
議案第 6 9 号	令和 7 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	
議案第 7 0 号	令和 7 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	
請願第 2 号	請願書受理について	付託
請願第 3 号	請願書受理について	付託
陳情第 4 号	陳情書受理について	付託
陳情第 5 号	陳情書受理について	付託

午前 9時30分 開 会

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

12月に入りまして、だんだんと肌寒さを感じれる季節となりました。皆様方も御承知のように、全国的にもテレビ新聞等でインフルエンザの蔓延というような形で、学校関係、いろんなところで閉鎖がなされているように思います。町民の皆様方をはじめ、ここに御出席の皆様方におかれましても、それぞれお体のほう御留意なさいまして、よい年で終わるように心がけたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。5番、丸山節夫君、9番、石井壽富君が所用のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビに撮影許可をしておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、平澤一浩君、8番、山崎誠君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月2日から12月18日までの17日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの17日間と決定

しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

10月になりまして、いろいろな諸行事がございまして、ここにも、皆さん方のお手元にも書いてあるとおりになんですけども、各地域における行事、そしていろいろな交流、研修事業等々があります。そして、吉備中央町ふるさと納税の検証会、10月2日に総務産業常任委員会、女性青年活動室において行われました。

それから、10月11、12日については、吉備高原車いすふれあいロードレースが開会され、盛會に終わっております。

また、常任委員会においては、民生教育常任委員会においては各小学校3校の学校の現地視察という形で、現地を見ながらいろいろ研究をいたしました。

それから、11月6日、岡山県町村議会議長会の役員会においても、県内の町村会のいろいろな諸問題の話もしながら、前向きに町村議会がスムーズに運営できるようにというような話もできました。

それから、11月9日、美咲町の町制施行20周年記念式典に参りまして、盛大に式典行事が終わったことを御報告申し上げます。

そのほかにつきましては、お手元に配付したとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第4、報告第9号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和6年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

おはようございます。決算特別委員会の委員長を務めさせていただきました河上です。

これより令和6年度吉備中央町一般会計についての審査について報告いたします。

吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。令和6年度決算特別委員会委員長、河上真智子。委員会審査報告書、議案第49号、令和6年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和6年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定については、令和7年11月7日から11月18日まで、5日間にわたり、副町長、各所属長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、各会計ともそれぞれ適正に執行されているが、次の事項について意見を付する。

1、予算の適正な執行について。

地方自治法に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。つまり、予算を全額執行したからよしとするものではない。また、反面、多額の不用額を生じることにも予算の計画的かつ有効活用の観点から適切ではない。令和6年度一般会計不用額は8億7,031万円余り、前年度に比して約3,820万円、率にして4.6%の増となっており、それぞれの不用額が節約工夫による不用額か、事業規模の縮小や予算の過大見積りによるものか、あるいは予測できない事情により生じたものかなど、原因と予算効果、行政効果を検証されたい。そして、次年度の予算編成に活かされたい。

2、歳入の確保について。

町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料などの未納解消の意義は、負担の公平性を確保及び公的制度の維持にある。収納率は微減したものもあるが全体的に向上しており、今後においてもなお一層の徴収努力を期待するものである。監査委員からも意見があったとおり、多額の滞納がある者に対しては、法令にのっとり強く働きかけ、厳格な措置を取られたい。

3、補助事業及び委託業務について。

補助金は公益性が高く、その対象となる事務事業の実施に資するため、一方的に交付される金銭的給付で、助成的性格であることを踏まえ、公益性や町の財政負担の必要性、在り方を十分検討し、成果・効果の評価検証と計画との整合性、事業の進行管理を確実に行わなければならない。所管課においては、事業及び経理の透明性が確保され、町民の理解が得られるかといった視点を常に持ち、事業の規模、進捗状況や申請件数などを分析し、執行率が著しく低いものについては、内容に即した予算額への補正も必要だと思われる。引き続き事業団体への関与と一層の指導監督に努められたい。

委託業務における委託料については、双方の合意と反対給付を求める対価的性格であることから、契約書等に従い適正に事業が実施されているか、また補助金の扱いと同様に町民に対する説明責任を有することを常に意識した事務の執行を進めていただきたい。

4、小学校統合に伴う関係施設・体制の整備について。

令和7年度の開校に向け、関係する統合小学校の改修、スクールバスの購入、放課後児童クラブの整備、そしてその人的な体制等の整備については完了し、新たな3つの小学校が無事にスタートするに至ったことは高く評価するところである。現在、小学校や放課後児童クラブにおいて、当初予想していなかった新たな課題の解決が必要となっていることから、早急な対応と整備に努め、健全でより充実した学校運営と教育行政がなされるよう、予算措置や人的な体制整備も併せて進められたい。

5、PFASに係る血液検査、健康影響調査について。

公費による希望者への血液検査及び健康影響調査については、関係職員の尽力もありおむね順調に進んでいることは大いに評価するところである。このことは、円城浄水場給水地域住民の不安解消に大きく貢献するものであり、引き続き採血検査の結果及び健康影響調査の分析についても誠実かつ丁寧な対応を続けられたい。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

先ほど決算委員長から決算に対する報告がなされました。この報告の意見の中で、予算の適正な執行について、1項ですけれども、不用額についての言及がございました。また、3項、補助事業及び委託業務について、委託業務における委託料についての言及もございました。そこで、決算書の56、57に記載されていることですが、企画費、委託料、当初予算は8,813万3,000円でしたが、企画費、委託料、当初予算は8,813万3,000円でしたが、この小さな項の備考ですが、この内訳は、設計業務、デジタル田園都市推進業務、草刈り業務が上がっております。その中でデジタル田園都市推進業務決算額は7,313万4,737円となっております。当初予算8,251万円から約1,000万円の減となっております。この減について、どのような要因があったのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

決算特別委員長、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

詳細な内容のお答えについては、執行部と協議の上、後ほど御連絡いたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

今日、これから多分、認定するか否かの採決があると思うんですが、後ほどでは判断に困るんですが、実はこれはもう、今回、昨年9月の選挙で新しく入った議員の方は御案内がないと思いますが、令和6年度予算の審議の中で、この件については減額の予算というものが提出されて、僅差で、これは少数否決されたわけですが、このことと関わっておりますので、この件はちゃんと審査をしていただきたいと思っているんですが、後ほどということであれば、ちょっと認定の判断が私は大変できにくいんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

決算特別委員長、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

これは決算特別委員会の中で6人の議員全員と、それから議長、副町長、そして各所属長と協議した結果で認定したものであり、詳細については、今、決算書のほうを手元に持ってませんので、これについては細かな数字はお答えはできないんですが、一応、審議の結果、認定されたものと思っておりますので、ぜひこの件については御協力をお願いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

決算報告をする委員長が決算書をお持ちでないというのはちょっと意外でございましたけども。もう時間のこともありますので細かくは申し上げませんが、この予算審議、去年

3月の令和6年度の予算の審議のときに、この当初予算、このデジタル田園健康都市推進業務8、251万円については、なかなか委託されているところの詳細な積み上げが出てなかったの、特にコロナ禍で買物支援業務について、他の町内の移動販売の業者との公平性を考えて、これは早急にやめるべきではないかということで、細かい詳細な金額が出なかったの、100万円の減額の予算案を提出したものでございました。そういう意味で、もちろん後でお知らせいただければいいですが、このままでは私は、この件について、ずっと議論があったことなので、判断については、御信頼をお願いしますと言われても、そのところは詳細に承知をした上で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

執行部のほうから答弁できますか。ないですか。ないですか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

すいません、討論がある場合なんで、まずは原案に対して反対者の発言を許可します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

この認定に関して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほども委員長と少し意見のやり取りがございましたが、この件が特に、先ほども申し上げましたように、移動販売業者、町内の業者とデジタル田園健康特区で委託している団体、業者っていいですか団体といいましょうか。そこの公平性の観点から、この買物支援について、特定の業者に町費を支出するのは問題ではないかという観点から、この推進業務委託料については3月にるる審議があったわけですが、そういう意味で、今日の認定について、今、この場でお答えできないということであれば、私としてはもう反対するほかはないので、反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

次に、原案に対して賛成者の発言を許可します。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

私のほうは本案件について賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

先ほどより個々の事案についての状況をお尋ねのような観点かと思うんですけども、今回のこの決算審議につきましては、本当に膨大な量をそれぞれがやり取りする中での最終的な結論かと思えます。そういった部分におきまして、個々の案件について、ここで、じゃあすぐ思い出してすぐ回答というのはなかなか難しいのではないかなど、私も過去に委員会の中へおらせてもろうた立場とすれば想像するわけであります。ただ、それを含み置いても、最終的には委員会の皆さん方が総意の中でこの案件を結論を出されたということを見れば、個々の、部分的にはひょっとしたら問題っていう部分がここで回答はできないにしても、全体的としては可決すべきというふうな案を委員会としては最終的に判断されたものと思慮できますので、私としては今回のこの案件については賛成ということでお答えしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

次に、原案に対して反対者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

賛成多数です。したがって、報告第9号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第5、報告第10号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和6年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

それでは、令和6年度吉備中央町上水道事業会計の決算について御報告いたします。

吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。令和6年度決算特別委員会委員長、河上真智子。委員会審査報告書、議案第50号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。意見、本委員会に付託された令和6年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定については、令和7年11月14日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見とする。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第10号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第6、報告第11号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和6年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、令和6年度吉備中央町下水道事業会計の決算認定について御報告いたします。

吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。令和6年度決算特別委員会委員長、河上真智子。委員会審査報告書、議案第51号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。意見、本委員会に付託された令和6年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、令和7年11月14日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見とする。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

[「なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第11号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第7、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負変更契約締結の変更について）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、改めましておはようございます。

早いもので、今年も師走を迎え、残すところあと一か月となりました。

本日は、第4回の定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆さんには御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

専決報告第3号の御説明の前に少しだけ、この1年を振り返ってみたいと思います。今年には日本は政治的な大変革の年となりました。石破政権の後、歴史的な瞬間が訪れました。日本初の女性総理大臣、高市政権が誕生し、日本の政治史において重要な転換点と認識がございました。高市政権は、ガソリン税の税率を廃止ということを決断をされました。このことは多くの国民にとって生活費の軽減につながり、特に地方における自動車利用者の経済負担の軽減という面では大変期待をされるところでございます。しかし、予算委員会での答弁によりまして、中国との関係が大変悪化し、心配な状況に陥っております。国として言うべきことは当然言わなければなりません、あの悲惨な戦争から今年が80年の年でございます。二度と戦争を起こしてはなりません。また、そのリスクを高める行動はお互いに自重しなければならないという思いでございます。

また、大阪夢洲で開催されました大阪万博では、多くの人でにぎわい、国際的なイベントとして日本の文化や技術を世界に発信し、国際的な交流を促進する絶好の機会となりました。大変、成功裏に終わってよかったという思いでございます。

そして、一方では国内の環境問題も大変クローズアップされた1年でございます。特に全国各地で報告される熊被害の拡大は、地域社会にとって深刻な課題となっております。生息域の変化や人間の生活圏への進出が原因とされ、その対策が急務でございます。吉備中央町におきましても、鳥獣害の被害は甚大でございます。引き続き様々な対策と支援に取り組んでいきたいと思っております。

来年は、まちづくりにとってより一層大事な年になると思っております。町といたしましても、新しい発想と知恵を出して継続的な取組が必要と考えております。現在、新年度予算の編成中もございますので、その中にもそのような取組内容を反映していきたいと考えております。

なお、今議会では、ただいま上程されました専決報告第3号のほか、多くの議案をお願いするようになっております。専決報告第3号につきましては、岡山自動車道付加車線化事業に伴う工事契約金額の変更でございます。急を要し、議会を開催するいとまがございませんでしたので、専決処分とさせていただきます。具体的な内容につきましては、この後、担当課長のほうから御説明をいたしますので、どうぞよろしく御審議をいただきまして、適切な決定を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、専決報告第3号について御説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求める。

記といたしまして、1、工事請負変更契約締結の変更について。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負変更契約締結の変更について）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第8、議案第57号、吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、議案第57号の説明をさせていただきます。

吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について。吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このたびの条例改正の背景、概要ですが、電気通信事業法及び日本通信電話株式会社等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条項号の番号ずれが生じたため、改正する

ものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第9、議案第58号、吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第59号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第58号を御説明いたします。

吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

現在、町長選挙及び町議会議員選挙は、選挙活動における費用の一部が公営により賄われています。この費用は、国政選挙の基準に基づいて条例で規定をしていますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

続いて、議案第59号を御説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は2点ございます。

まず、選挙に関する報酬額の改正についてです。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙長、投票管理者等の選挙執行に携わる者の報酬額を国の基準に合わせ改正を行うものでございます。

次に、6月議会定例会で御承認をいただきました有機フッ素化合物に関する対策検討委員会委員の報酬についてです。

7月に委員会を開催し、委員の方々からの御意見や要望を整理した結果、委員会の在り方を見直すこととなり、同委員会の設置要綱を廃止するとともに、委員報酬についても削除するものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第11、議案第60号、吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、議案第60号について御説明いたします。

議案第60号、吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

条例の説明に入ります前に、概要について御説明いたします。

令和6年に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国自治体での事

業実施が必須となりました。事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に市町村が条例を定め、さらにその基準に適合するものに対して認可する必要があるため、条例を制定しようとするものであります。

〔条例朗読説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第12、議案第61号、吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

議案第61号、吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔参考資料朗読説明〕

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第13、議案第62号、岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、議案第62号について御説明いたします。

岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日をもつ

て岡山市町村税整理組合の共同処理する事務に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金に関する事務を加え、また令和8年4月1日から、岡山市町村税整理組合へ井原市を加入させることを承認するとともに、岡山市町村税整理組合規約を次のとおり変更する。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第14、議案第63号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第63号を御説明いたします。

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合から岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の変更は、令和8年3月31日をもって岡山県中部環境施設組合が解散することに伴い、当組合の脱退を承認すること及び令和7年4月1日をもって備南競艇事務組合の名称変更により、岡山市町村総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

議案提案の途中ですけれども、ただいまから10時50分まで休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第15、議案第64号、吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、議案第64号について御説明いたします。

吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて。吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度から令和12年度）を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

今回上程いたします吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画案は、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、令和3年4月1日に第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されています。今回定める過疎計画については、現行の過疎計画が令和8年3月31日をもって終了するため、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間として定めるものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第16、議案第65号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第21、議案第70号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまでの補正予算6件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第65号を御説明いたします。

令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和7年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第66号につきまして御説明いたします。

令和7年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和7年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、議案第67号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、議案第68号につきまして御説明いたします。

令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、議案第69号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

引き続き、次のページの議案第70号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月2日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第22、請願第2号、請願書受理についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔請願第2号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま請願について朗読しましたが、これに対して御意見、御質疑はございませんか。

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今回求められている所得補償制度につきましては、本町の基幹産業である農業に大きく関わる問題であります。したがって、所管の総務産業常任委員会に付託し、慎重に審査していただけるよう、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本請願については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。

本請願については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、本請願については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第23、請願第3号、請願書受理についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔請願第3号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま請願について朗読しましたが、これに対して御意見、御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

本請願である選択的夫婦別姓制度の法制化については、国民各界各層から様々な議論がなされています。したがって、所管の民生教育常任委員会において慎重に審査いただけるよう求めます。議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本請願については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。

本請願については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、本請願については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第24、陳情第4号、陳情書受理についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔陳情第4号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま陳情について朗読しましたが、これに対して御意見、御質疑はございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

この戦没者慰霊碑等の維持管理に関する陳情書については、次第に高齢化する遺族会から今後の維持管理についての不安を訴える切実なものであるため、所管である民生教育常任委員会に付託し、慎重に審査していただくよう求めます。議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第25、陳情第5号、陳情書受理についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔陳情第5号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま陳情について朗読しましたが、これに対して御意見、御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

本陳情書につきましては、生活保護という生活を支える最終的なセーフティーネットに関わる案件であります。よりまして、専門的な見地からしっかりと検討することが必要かと思っておりますので、所管である民生教育常任委員会のほうへ付託を検討していただきたいと思っておりますので、議長のほうでよろしくお取り計らいいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日12月3日から12月14日までの12日間、議案調査、委員会等開催のため休会とします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、12月3日から12月14日までの12日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 0時04分 閉 議